

資料4 今年度の自賠制度周知等の動きについて

令和5年8月4日

関係業界団体・関係機関が行うイベント等へのナスバ参画による周知

交通安全等に関するイベントへの参画

スルツとKANSAI 第23回バスまつり(2023年6月11日)



バス事業者が主催するイベントの中で、運輸局と連携しナスバについて広報。国交省審議官も登壇しPR活動。

関係機関・団体が行うイベント等を通じた周知

交通安全。アクション2023新宿(2023年4月8日～9日)
主催：一般社団法人日本自動車会議所



ナスバちゃん展示(くまもんスクエア) (2023年3月29日)



ナスバ50周年に向けた広報の取組強化

- ・2023年は、ナスバの前身となる自動車事故対策センター設立(1973(昭和48)年12月)から50周年となる節目の年
- ・各主管支所を中心として、それぞれにおいて、関係機関・団体と連携して、節目の機会を活かし、ナスバ及び被害者支援の仕組みの認知度向上に向けた周知活動を集中的に実施する予定

(例)
J1チーム(アルビレックス新潟)と連携した「"ナスバ"を知ってください！」PR活動



令和5年7月、改正道路交通法が施行され、「特定小型原付」(いわゆる電動キックボード等)について、免許・ヘルメット等が不要に。自賠責保険への加入義務は引き続き必要であることから、これらの車種を念頭に強力な無保険車対策を実施

販売事業者等と連携した取り組み

自賠責保険とは、交通事故の被害者の救済や、自分が加害者となってしまった場合に購入者の人身の保護に活用されます。自賠責に加入しない人は、被害者や加害者として自らも多額の損害賠償を支払うことになる可能性があります。

自賠責保険は簡単に加入できます。電動キックボードの自賠責保険は、インターネットやコンビニでも、簡単な手続きで加入できます。

自賠責保険には有効期限があります。保険料は(ステップ)には自賠責保険料が加算されています。自賠責保険の加入は、公道走行の前提条件です。

詳しくは [自賠責保険ウェブサイト](https://www.etc.go.jp/infocenter/0104/index.html)、[自賠責\(共有\)車、無保険車を発見したら](https://www.etc.go.jp/infocenter/0104/index.html)、[自賠責保険窓口](https://www.etc.go.jp/infocenter/0104/index.html)

・電動キックボード等にも自賠責加入が必要である旨を大手家電量販店の販売事業者等を通じて周知

・関係省庁や事業者で構成される官民協議会で作成した「ガイドライン」にも自賠責加入対策を明記



警察庁と連携した取り組み

国交省×警察庁対談「交通事故ゼロ」に懸ける思い 被害者を支える「自賠責保険」の確かな価値

国土交通省 制作：東洋経済ブランドスタジオ

AD 2023/06/30

シェアする ツイートする ブックマーク メールで送る 印刷 A+ 拡大 A- 縮小



自動車をはじめ快適な移動を実現するモビリティは、私たちの暮らしに不可欠だ。近年は電動キックボードが普及の兆しを見せている。しかし交通事故は後を絶たず、加害者と被害者の双方に身体的・心理的な苦痛、経済的な損失などをもたらす。コロナ禍が一定の落ち着きを見せ、人の移動が活発になり始めた今日この頃。モビリティとの付き合い方を考えるべく、国土交通省大臣官房審議官(自動車局担当)の住友一仁氏と、警察庁長官官房審議官(交通局担当)の小林豊氏が対談を行った。

・東洋経済オンラインに警察庁審議官と国交省審議官で加入周知を呼びかける記事掲載

- 新たに電動キックボード等の特定小型原付の加入促進に特化したサイトを開設
- 関係省庁(警察庁・経済産業省等)との周知連携、関連ワードによるターゲティング広告等の実施
- 関係機関と連携した街頭検査活動も実施し、強力に加入を推進

自賠責に入らないと、電動キックボードには乗れません。

令和5年度における取組みの想定スケジュール

制度施行後のフォローアップ広報を丁寧に行いつつ、被害者へのアウトリーチ・ユーザーの理解促進に向けた取組みを推進

